

監 第 52 号
令和7年4月15日

部内関係各課（廃）長 様

土 木 部 長
(公 印 省 略)

災害復旧事業における現場環境改善費および
快適トイレの設置費用の取り扱いについて

標記について、災害復旧事業の建設現場における、作業環境改善やワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、現場環境改善費に含まれる避暑（熱中症対策）・避寒対策費及び快適トイレの設置費用を下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

記

1. 現場環境改善費における避暑（熱中症対策）・避寒対策費及び快適トイレの設置費用については、災害復旧事業の対象とする。
2. 現場環境改善費における避暑（熱中症対策）・避寒対策費の計上については、変更契約時に現場管理費として積上げ計上とし、現場環境改善費の率計上分の50%を上限とする。
3. 快適トイレの設置費用においては、R3.4.1「快適トイレ実施要領」に則り計上する。
4. 本通知は令和7年4月1日以降に公告するものから適用する。ただし、令和7年3月1日以降に入札書提出締切日が設定されている工事については、改定内容に基づき変更できるものとする。

事務担当 土木部監理課 技術管理室 TEL 076-225-1787
